

令和6年度の主な税制改正について

個人所得課税

1. 所得税・個人住民税の定額減税

令和6年分の所得税・令和6年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税3万円・個人住民税1万円を控除する

[給与所得者の場合] 所得税は、6月支給の給与から随時、控除。6月支給分で引ききれない場合は、7月支給分へ繰越する。住民税は、7月給与支給時より控除。

[公的年金等の受給者の場合] 所得税は6月1日以後最初に支給される公的年金等の源泉徴収税額から控除。住民税は10月1日以後最初に支給される公的年金等の特別徴収税額から控除。

[個人事業主等の場合] 所得税は、2024年分の第1期分の予定納税額から、もしくは確定申告時に控除。住民税は、2024年度分の第1期分の納付額から控除。

① 対象者

本人分の他、控除対象配偶者、控除対象扶養親族も対象になります。
(所得税の控除対象とされない、年少扶養親族も対象です。)

* 対象にならない方

- (1) 合計所得金額が1805万円を超える方(年収2000万円超)の方
- (2) 非居住者 (一定の場合を除く)
- (3) 「令和6年分給与所得の扶養控除等申告書」を提出していない方
(乙欄源泉の方)

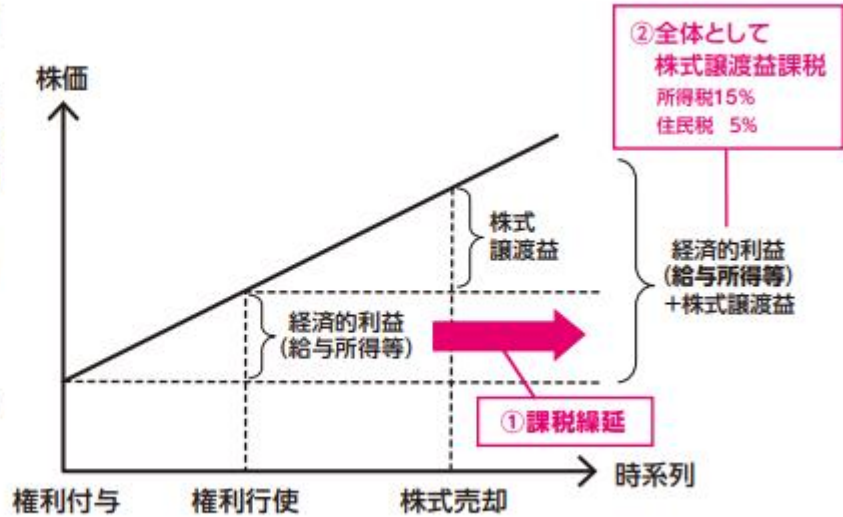
2 スtockオプションの利便性向上

スタートアップの人材確保や従業員のモチベーション向上に資するストックオプション税制について、発行会社自身による株式管理スキームを創設するとともに、年間権利行使価額の限度額を最大で現行の3倍となる3,600万円へ引き上げ、社外高度人材への付与要件を緩和・認定手続きを軽減する等の拡充を行う。

【ストックオプション税制の概要】

従業員等の勤務意欲の向上や優秀な人材確保による企業の業績向上等に資する観点から、一定の要件を満たすストックオプション(税務適格ストックオプション)について、

- ①課税の繰延べや、
- ②経済的利益も含めて全体として譲渡益課税とする等の優遇措置を講じている。



3 住宅ローン控除の拡充(子育て支援税制の先行対応)

- ① 住宅ローン控除について、令和6年限りの措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は 5,000 万円、ZEH水準省エネ住宅は 4,500 万円、省エネ基準適合住宅は 4,000 万円へと上乘せする。

控除期間：13年 控除率：0.7%	入居時期	
	2022・2023年 (令和4・5年)	2024・2025年 (令和6・7年)
	住宅性能	借入限度額
認定住宅(長期優良等)	5000万円	4500万円
ZEH水準省エネ住宅	4500万円	3500万円
省エネ基準適合住宅	4000万円	3000万円
その他一般住宅	3000万円	対象外(例外有り※1)



子育て世帯向けの優遇措置

控除期間：13年 控除率：0.7%	2024年(令和6年)入居に限り	
	子育て世帯※2	その他
	住宅性能	借入限度額
認定住宅(長期優良等)	5000万円	4500万円
ZEH水準省エネ住宅	4500万円	3500万円
省エネ基準適合住宅	4000万円	3000万円
その他一般住宅	対象外(例外有り※1)	

※1 「その他一般住宅」に該当し2024年以降の入居でも下記いずれかの条件に当てはまる場合には借入限度額2000万円・控除期間10年間の控除を受けることができます。

- ・ 2023年末までに建築確認を受けた場合
- ・ 2024年6月30までに建築した場合。

※2 18歳以下の子どもがいる子育て世帯と、夫婦のいずれかが39歳以下の世帯が対象。



- ② 新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置(合計所得金額1000万円以下の年分に限る。)について、建築確認の期限を令和6年12月31日に延長する

4 既存住宅の特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

- ① 令和7年12月31日まで延長
- ② 子育て世帯等が行う以下の改修工事で、令和6年4月1日から令和6年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象に追加
- ・住宅内における子供の事故を防止するための工事
 - ・対面式キッチンへの交換
 - ・開口部の防犯性を高める工事
 - ・収納設備を増設する工事
 - ・開口部、界壁、床の防犯性を高める工事
 - ・間取り変更工事(一定のもの)でその費用の額(補助金控除後)が50万円超のもの
- 控除限度額250万円 控除率10%

5 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等および特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和7年12月31日まで延長。

資産課税

1 住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の適用期限が令和8年12月31日まで延長する。

○ 父母や祖父母などの直系尊属から、住宅の新築・取得・増改築のための資金の贈与を受けた場合において、その資金のうち一定の金額について贈与税を非課税とする制度。

贈与税非課税限度額	質の高い住宅	一般住宅
	1,000万円	500万円
適用期限	令和6年1月1日から令和8年12月31日までに贈与	
所得要件	贈与を受けた年の受贈者の合計所得金額が2,000万円以下	
床面積要件	50㎡以上 ※合計所得金額が1,000万円以下の受贈者に限り、40㎡以上50㎡未満の住宅についても適用。	
質の高い住宅の要件	以下のいずれかに該当すること。 ※増改築の場合においては、増改築後の住宅が以下のいずれかに該当すること。	
新築住宅	①断熱等性能等級5以上(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)かつ一次エネルギー消費量等級6以上 ※令和6年末までに建築確認を受けた住宅又は令和6年6月30日までに建築された住宅は、断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上 ②耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上	
既存住宅・増改築	①断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上 ②耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上	

2 特定の贈与者から住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の適用期限を令和8年12月31日まで延長する。

3 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予(法人版事業承継税制)

特例承継計画の提出期限を令和8年3月31日まで延長

* 適用期限は令和9年12月31日までで、変更なし

【一般措置】 適用期限：なし		【特例措置】 適用期限：H30～R9末までの10年間限り
対象株数	総株式数の最大 3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与：100% 相続：80%	100%
承継人数	1人	最大3人
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持	弾力化 (平均8割を満たさない場合も可)
その他	—	特例承継計画の提出期限： 令和6年3月末 →【改正案】令和8年3月末

4 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予(個人版事業承継税制)

個人事業承継計画の提出期限を令和8年3月31日まで延長

* 適用期限は令和10年12月31日までで、変更なし

印紙税・固 定資産税

1 不動産譲渡契約書に記載された契約金額10万円を超えるもの、建設工事請負契約書に記載された契約金額が100万円を超えるもので令和9年3月31日までに作成されるものについて、印紙税を最大50%軽減する軽減措置の適用期限が、令和9年3月31日まで延長

2 耐震改修等(バリアフリー・省エネ改修)を行った住宅に係る固定資産税の税額の軽減措置について適用期限が令和8年3月31日まで延長

法人税

1 交際費等の損金不算入

令和6年4月1日以後支出する飲食費等で、交際費等から除かれる一定の飲食費等が一人当たり5,000円以下から10,000円以下に引き上げられました。

2 賃上げ促進税制の強化

[大・中堅企業] 全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除

[中小企業] 全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除
5年間の税額控除の繰越措置を創設

適用期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度

改正後						改正前				
	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%	
大企業 (見直し後)	+3%	10%	+5%	+5%	20%	←	+3%	15%	←	20%
	+4%	15%			25%					30%
	+5%	20%			30%					—
	+7%	25%			35%					—
中堅企業	+3%	10%	+5%	+5%	20%	←	+3%	15%	←	20%
	+4%	25%			35%					30%
中小企業	+1.5%	15%	+10%	+5%	30%	←	+1.5%	15%	←	25%
	+2.5%	30%			45%					40%

3年間の措置
(改正前：2年間)

*プラチナくるみん or プラチナえるぼし

*プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上

*くるみん or えるぼし二段階目以上

中小企業の繰越控除新設：5年間
(繰越控除する年度は全雇用者給与総額
対前年度増が要件)

- (※1) 控除上限：当期の法人税額の20%
- (※2) 教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上の要件を追加。
- (※3) くるみん：仕事と子育ての両立サポートや、多様な労働条件・環境整備等に積極的に取り組む企業に対する厚生労働大臣の認定
えるぼし：女性の活躍推進に関する状況や取組等が優良な企業に対する厚生労働大臣の認定
- (※4) 繰越控除するためには、繰越控除額が発生した年度の申告で明細書の提出が必要。

3 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

適用期限が令和8年3月31日まで延長

4 イノベーションボックス税制の創設

国内で自ら研究開発した知的財産権(特許権、AI関連のプログラムの著作権)から生じるライセンス所得、譲渡所得(海外への譲渡に伴う譲渡所得及び関連社からの所得を除く)を対象に、所得控除30%を措置する。

令和6年4月1日以後取得、製作した知的財産権で、適用時期は令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度。

令和6年中に適用開始・延長となる項目

1 新NISA

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間 ^(※1)	制限なし(無期限化)		同左
非課税保有限度額 ^(※2) (総枠)		1,800万円	※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能) 1,200万円(内数)
口座開設可能期間	制限なし(恒久化)		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等 ^(※3) [※安定的な資産形成につながる投資商品に絞る観点から、 高レバレッジ投資信託などを対象から除外]
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、 新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

(※1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保。

(※2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から既存の認定クラウドを活用して提出された情報を国税庁において管理。

(※3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施。

2 相続時精算課税制度の見直し

① 相続時精算課税制度について、暦年課税の基礎控除とは別途、110万円の基礎控除を創設するとともに、相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合に相続時にその課税価格を再計算する。

② 暦年課税において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間を相続開始前3年間から7年間に延長し、延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない見直しを行います。 ※上記見直しは、令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用

3 令和6年1月1日以後に相続、遺贈、贈与により取得した居住用の区分所有財産(分譲マンション)の価額は、新たに定められた個別通達により評価する。

4 空き家に係る譲渡所得の特別控除の見直し

相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は敷地等を平成28年4月1日から令和9年12月31日までの間に売却し、一定の要件に当てはまる時は、譲渡所得の金額から3,000万円(注)まで控除する。

(注)令和6年1月1日以後に行う譲渡で被相続人居住用家屋及び敷地等を相続又は遺贈により取得した相続人の数が3人以上である場合は、2,000万円までの控除となる。